

## 施設使用時の注意事項（ふかえ勤労者会館）

### （利用許可の制限）

利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を与えないことができる。

- （１） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （２） 会館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- （３） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- （４） 会館の管理上支障があるとき。
- （５） その他利用させることを不適當と認めるとき。

### （使用料）

- （１） 会館の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、使用料を利用許可と同時に納入しなければならない。
- （２） 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免又は後納させることができる。

### （目的外利用等の禁止）

- （１） 利用者は、会館を許可目的以外の目的に利用し、利用する権利の全部若しくは一部を他に譲渡又は転貸してはならない。

### （利用許可の取消し等）

次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- （１） 利用者が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- （２） 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長が指示した事項に違反したとき。
- （３） 利用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- （４） 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- （５） 公益上必要があると認められるとき。
- （６） 第４条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- （７） 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

### （原状回復義務）

- （１） 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにこれを現状に復さなければならない。

### （損害賠償義務）

- （１） 利用者は、利用中に会館の施設及び設備並びに備品をき損した場合において、原状に回復ができないときは、市長の指示に基づき、その損害を賠償しなければならない。